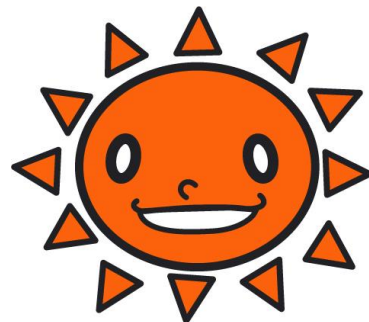


平成27年度

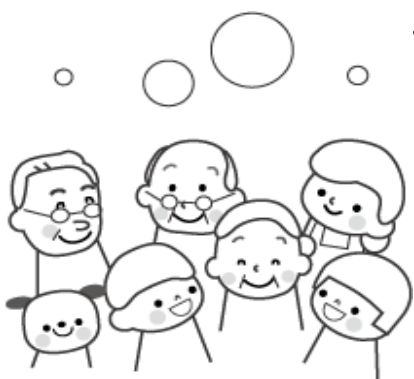


日進市

市民自治活動

推進補助金

募集要項



補助対象経費の

全額を補助します！

スタート支援補助金(上限2万円)

ステップ支援補助金(上限5万円)

★平成27年度市民自治活動推進補助金 スケジュール★

●募集要項・申請書等の配布 平成27年3月30日（月）～4月30日（木）

事前相談を随時行っています（市民協働課、にぎわい交流館）

※にぎわい交流館でも専門家による相談（事業計画書、収支予算書の作成等）を行います（予約可）。4月9日（木）、24日（金）、28日（火）いずれも午前9時～午後2時。

●募集期間 平成27年4月1日（水）～4月30日（木）

補助金交付申請書の受付（市民協働課）

●審査会 平成27年5月16日（土）

事業の審査（書類審査及びヒアリング）

※詳細については、別途通知します。

●結果通知 平成27年5月下旬

審査結果及び交付予定金額の通知

事業の実施

（平成28年2月28日（日）まで）

●事業完了後の手続き

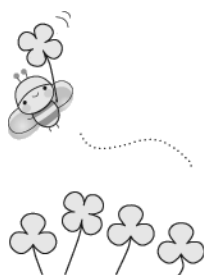
事業実績報告書等の提出

※事業完了後15日以内

補助金交付確定の通知

補助金請求書の提出

補助金の支払い



●成果報告会（ステップ支援補助金事業のみ） 平成28年3月下旬

* 目的 *

日進市では、平成24年10月1日に「日進市市民参加及び市民自治活動条例」が施行され、同条例第3章において市民自治活動（※1）の支援及び協働について定めています。この条例に基づき、市民が行う自主的で公益的な活動を支援することにより、コミュニティ（※2）の自立と市民自治活動の活性化及び地域の課題解決を促し、市の執行機関（※3）との協働によるまちづくりを推進することを目的として交付するものです。

- ※1 市民自治活動：市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。（日進市自治基本条例 第3条）
- ※2 コミュニティ：住民自治組織など、地域の課題解決を目的に地縁で結びついて活動を行う集団のほか、NPOなど福祉や環境などの分野（テーマ）で結びついて活動を行う集団の両方が含まれます。（日進市自治基本条例 第3条）
- ※3 市の執行機関：地方自治法に規定される、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会を指します。

1 対象団体、対象となる事業

1 対象団体

日進市市民活動団体登録（にぎわい交流館での団体登録）を行っているコミュニティ（以下「市民活動団体」という。）。

2 対象となる事業

対象団体が市内で行う事業で、次の（1）～（3）のいずれかに該当する事業

- （1）広く市民を対象として実施される事業
- （2）地域課題、行政課題、社会課題の解決につながる事業
- （3）市民活動団体や市民のつながりを生む事業

※他の制度により、補助・助成・委託を受けている事業は対象となりません。また、応募は、1団体につき1件とし、同内容で、本市の委託事業に応募することはできません。



2 補助金の種類、目的、補助限度額、補助率、補助対象経費等

補助金の種類	スタート支援補助金	ステップ支援補助金
補助金の目的	設立後5年以内かつ過去にステップ支援補助金の交付及び本市からの委託を受けていない市民活動団体が行う事業に対し交付する。	市民活動団体が行う事業に対し交付する。ただし、過去に本市からの委託を受けたことがある市民活動団体については、委託を受けた事業と同一の事業である場合は対象としない。
補助限度額	2万円	5万円
補助率	補助対象経費×100%	

補助対象経費	謝礼、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が必要と認める経費 ただし、入場料、参加費その他これらに類する収入については、その金額を補助対象経費から除くものとする。	
交付回数	同一の市民活動団体について2回までとする。	同一の市民活動団体の同一事業について2回までとする。
その他	交付する補助金の額は千円単位とし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てることとする。	

※交付予定数

審査結果の優れた事業から順に、スタート支援補助金5団体（予定）、ステップ支援補助金4団体（予定）とし、交付予定額の合計が予算総額（30万円）を超えない範囲で交付決定します。

3 申請方法、審査

1 申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書（日進市市民自治活動推進補助金交付要綱 第1号様式）
- ②事業計画書（様式-01）※A4たて型、4ページまで
- ③収支予算書（様式-02）
- ④団体概要書（様式-03）



※申請書等は、市ホームページやにぎわい交流館ホームページからもダウンロードできます。

メールによる募集要項等の配布を希望される場合は、kyoudou@city.nisshin.lg.jpまでその旨ご連絡ください。

2 受付期間と申請方法等

期間	平成27年4月1日（水）から4月30日（木）まで
時間	午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）
場所	日進市役所2階市民協働課
方法	直接持参（郵送不可）
部数	1部（片面印刷） クリップ止め ※ホチキス止めはしないでください。



3 事前相談

期間	平成27年3月30日（月）から4月30日（木）まで
時間	午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）
場所	市民協働課（日進市役所2階）、にぎわい交流館 ※事前の申し込み等は必要ありませんので、直接お越しくください。 ※にぎわい交流館でも専門家による相談（事業計画書、収支予算書の作成等）を行います（予約可）。4月9日（木）、24日（金）、28日（火）いずれも午前9時～午後2時。
内容	事業計画書や収支予算書の記入方法等の相談

4 審査方法

平成27年5月16日（土）に「日進市市民自治活動推進補助金審査会」による書類審査及びヒアリング（公開）を行います。

※詳細については、別途通知します。

◆審査のポイント◆
① 公共性
② 実現可能性
③ 独創性
④ 継続性・発展性
⑤ チャレンジ性

※左記5点のポイントを重視して事業計画書を作成してください。



5 審査結果

平成27年5月下旬に、全申請団体へ「補助金審査結果通知書」により通知します。

4 事業実績報告書、補助金の交付

1 事業実績報告書

事業完了後15日以内に次の書類を市民協働課へ提出してください。

- ①補助対象事業実績報告書（日進市市民自治活動推進補助金交付要綱 第5号様式）
- ②収支決算書（様式-04）
- ③支出の内容が確認できる資料（領収書の写しなど）
- ④事業の記録（事業の開催を周知したチラシや活動の写真等）
- ⑤その他市長が必要と認める資料



2 補助金の交付について

実績報告書等を審査し、補助金額をお知らせします。その後、市民協働課に補助金請求書（指定様式）を提出していただきます。請求書の提出後、1月以内に補助金を交付します。

3 補助金の交付取り消し・返還

次のいずれかに当てはまるときは、補助金の全部もしくは一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還をしていただくことがあります。

- ①虚偽の申請をしたとき
- ②補助金の運用又は補助対象事業の実施方法が不相当と認められるとき

5 その他

- ①提出書類の作成及び提出等に必要な費用は申請団体の負担となります。
- ②提出された書類は返却することができません。
- ③領収書等の管理保存等、事業実施にかかる会計事務については適切な取り扱いをお願いします。

いします。

- ④提出された申請書及び実績報告書等については、個人情報その他非公開情報を除き、公開します。

◆お問い合わせ先◆

〒470-0192

日進市蟹甲町池下268

日進市市民生活部 市民協働課（市民協働係）

電話：0561-73-3194（直通）

ファクス：0561-72-4603

Eメール：kyoudou@city.nisshin.lg.jp



★お気軽にお問い合わせください。★